



山形県公報

平成15年4月1日(火)

号 外 (34)

目 次

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 4 - 5 (公益法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則..... 1
 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則.....同
 山形県人事委員会規則 5 - 2 (特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則..... 9
 山形県人事委員会規則 5 - 4 (給与の支払監理)の一部を改正する規則.....同
 山形県人事委員会規則 5 - 7 (育児休業に係る給与に関する規則)の一部を改正する規則.....同
 山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則.....同
 山形県人事委員会規則14 - 3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則.....19
 山形県人事委員会規則 6 - 1 (職員の勤務時間に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則.....21
 山形県人事委員会規則 2 - 2 (事務局の組織)の一部を改正する規則.....同

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 4 - 5 (公益法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

第4条中「あらかじめ人事委員会の承認を得て」を「人事委員会の定めるところにより、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

第4条中「者」を「者、農業試験場については専門技術員」に、

「衛生研究所	「環境科学研究センター	
環境保全センター	衛生研究所	
工業技術センター	産業創造支援センター	
高度技術研究開発センター	工業技術センター	
産業創造支援センター	高度技術研究開発センター	
農業試験場	を 水産試験場	に改める。
砂丘地農業試験場	内水面水産試験場	
園芸試験場	農業試験場	
農業研究研修センター	砂丘地農業試験場	

養豚試験場 園芸試験場
 水産試験場 養豚試験場
 内水面水産試験場 農業研究研修センター

第5条第1項中「、病院」を削り、「福祉相談センター」を「福祉相談センター、総合療育訓練センター」に改め、同条第2項中「、病院」を削り、「児童相談所」を「児童相談所、総合療育訓練センター」に、「歯科衛生士 歯科技工士」を「歯科衛生士」に、「視能訓練士」を「言語聴覚士」に改め、同条第3項中「病院」を「総合療育訓練センター」に改める。

第11条第2項第2号中「山形県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年12月県条例第62号)」を「山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年12月県条例第62号)又は山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成14年12月県条例第65号)」に改める。

第16条第1項第1号子中「3級の6」を「3級の5」に改める。

第28条第6項を次のように改める。

6 降格した職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る第1項又は第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額(同じ額の給料月額がないときは、当該受けていた給料月額の直近下位の額の給料月額。次号において同じ。)に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員(第3号に掲げる職員を除く。) 第1項第2号中「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。)の1号給上位の号給」とあり、並びに同項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあるのは「対応号給」(当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給より下位の号給に決定された職員が特定号給表に定める号給以上の給料月額から昇格する場合にあつては、「対応号給の1号給上位の号給」とするほか、当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第2項第3号及び第4号中「対応号給の1号給上位の号給」とあるのは「対応号給」とする。
- (2) 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額の直近下位の給料月額に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員(前号又は次号に掲げる職員を除く。) 当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第1項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあるのは、「対応号給の1号給上位の号給」とする。
- (3) 2級以上下位の職務の級へ降格した職員 第1項第2号中「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。)の1号給上位の号給」とあり、同項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあり、並びに第2項第3号及び第4号中「対応号給の1号給上位の号給」とあるのは、「人事委員会の定めるところにより得られる号給」とする。

第42条第2号中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

第70条の5中「休日又は年末年始休日(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日(休日を除く。)をいう。)」を「条例第16条第3項第1号に規定する祝日法による休日等又は同項第2号に規定する年末年始の休日等(以下この条において「休日等」という。)」に、「これらの日」を「当該休日等」に改める。

第71条第2項第6号中「病院である医療施設」を「総合療育訓練センター」に改め、同項第9号中「水産事務所の漁業無線室」を「総合支庁水産課」に改める。

第72条第1項第1号中「病院である医療施設」を「総合療育訓練センター」に改める。

第73条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第75条中「及び口」を「、口及び八」に改め、同条第1号口中「山形県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年12月県条例第62号)」を「山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年12月県条例第62号)」に改め、同号中八を二とし、口の次に次のように加える。

八 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成14年12月県条例第65号)の適用を受ける職員

第75条第3号中「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

附則第15項中「次の各号に掲げる職員の占める」を「総合療育訓練センターの総看護師長の」に改め、同項各号

を削る。

別表第1のイの表10級の項標準的な職務の欄第1項中「参事」を「参事、危機管理室長」に改め、「環境政策推進室長」を削り、同表11級の項標準的な職務の欄第1項中「又は局長」を「局長又は危機管理監」に改める。

別表第1のチの表2級の項標準的な職務の欄第1項を削り、同欄第2項中「医長」を「医長又は科長」に改め、同項を同欄第1項とし、同欄第3項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同欄第2項とし、同表3級の項標準的な職務の欄第1項中「病院又は総合療育訓練センターの長」を「総合療育訓練センターの長、支所長又は部長」に改め、同欄第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項及び第7項を削り、第8項を同欄第5項とし、同表4級の項標準的な職務の欄第1項を削り、第2項を第1項とし、同欄第3項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同欄第2項とする。

別表第1のリの表1級の項標準的な職務の欄第1項中「学校栄養職員」を「学校栄養士」に改め、同欄第5項中「視能訓練士」を「言語聴覚士」に改め、同欄第7項中「、歯科技工士」及び「(以下「歯科衛生士等」という。)」を削り、同表2級の項標準的な職務の欄第2項中「学校栄養職員」を「学校栄養士」に改め、同欄第6項中「視能訓練士」を「言語聴覚士」に改め、同欄第8項中「歯科衛生士等」を「歯科衛生士又はあん摩マッサージ指圧師」に改め、同表3級の項標準的な職務の欄第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項及び第4項を1項ずつ繰り上げ、同表4級の項標準的な職務の欄第1項中「病院の薬剤科長」を「食肉衛生検査所の業務名を冠する主査」に改め、同欄第2項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同欄第3項とし、同欄第1項の次に次の1項を加える。

2 総合支庁の業務名を冠する主査の職務

別表第1のリの表5級の項標準的な職務の欄第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項及び第4項を1項ずつ繰り上げ、同表6級の項標準的な職務の欄第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、第4項から第7項までを2項ずつ繰り上げ、同表7級の項標準的な職務の欄第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別表第1の又の表4級の項標準的な職務の欄第1項を削り、第2項を第1項とし、同欄第3項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同欄第2項とし、同表5級の項標準的な職務の欄第3項中「病院の副総看護師長」を「総合療育訓練センターの看護師長」に改め、同表6級の項標準的な職務の欄第1項を削り、第2項を第1項とし、同欄第3項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同欄第2項とし、同表7級の項標準的な職務の欄中「規模の大きい病院の困難な業務を所掌する総看護師長の職務」を削る。

別表第2のりの表中

視能訓練士	大学卒			5	3	4
	短大3卒	0	1	6	9	13
歯科衛生士	短大卒	0	2.5	8	11	15
	高校専攻科卒	0	4	9	12	16
歯科技工士	短大卒	0	2.5	8	11	15
	高校卒	0	5	10	13	17

を

言語聴覚士	大学卒			5	3	4
	短大3卒	0	1	6	9	13
歯科衛生士	短大卒	0	2.5	8	11	15
	高校専攻科卒	0	4	9	12	16

に改め、同表の備考中「視能訓練

士」を「言語聴覚士」に改め、「、歯科技工士」を削る。

別表第6のりの表中

視能訓練士	大 学 卒	2 級 2 号 給
	短 大 3 卒	1 級 6 号 給
歯科衛生士	短 大 卒	1 級 4 号 給
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 3 号 給
歯科技工士	短 大 卒	1 級 4 号 給
	高 校 卒	1 級 2 号 給

を

言語聴覚士	大 学 卒	2 級 2 号 給
	短 大 3 卒	1 級 6 号 給
歯科衛生士	短 大 卒	1 級 4 号 給
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 3 号 給

に改める。

別表第9中第9項及び第10項を削り、第11項を第9項とし、第12項から第14項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第10中

局 長

を

局 長
危機管理監

に、

総合政策室長
環境政策推進室長

を

危機管理室長
総合政策室長

に、

室長(支給割合1種のものを除く。)
主幹(部付主幹を除く。)

部付主幹

4 種

を

室長(支給割合1種のものを除く。)

主 幹
部付主幹

4 種
(主幹のうち
人事委員会と
協議して定め

に、

			るもの にあつ ては3 種)	
		家畜保健衛生課長 水産課長		を
		福祉課長(庄内総合支庁を除く。) 保健企画課長(庄内総合支庁に限る。) 産業経済総務課長 家畜保健衛生課長 水産課長 建設総務課長		に、
	職員研修所	所長	1種	を
		次長 主幹	4種	
	職員研修所	所長	1種	に、
		次長 主幹	4種	
	消費生活センター	所長	3種	
		主幹	4種	
	消防学校	校長	4種	
	米沢女子短期大学	学長	特1種	を
		事務局長	1種	
		事務局次長 学生部長 図書館長	4種	
	消費生活センター	所長 主幹	4種	
	消防学校	校長 主幹	4種	
	米沢女子短期大学	学長	特1種	に、
		事務局長	1種	

	事務局次長 学生部長 図書館長	4 種
--	-----------------------	-----

環境保全センター	所 長	3 種
	主 幹	4 種

環境科学研究センター	所 長	1 種
	副 所 長 主 幹	4 種

朝日学園	園 長	4 種
	主 幹	
点字図書館	館 長	4 種

朝日学園	園 長 主 幹	4 種
------	------------	-----

食肉衛生検査所	所 長	3 種
	主 幹	4 種

病 院	院長(鶴岡病院の院長を除く。)	特1種
	鶴岡病院の院長 事務局長	1 種
	副院長(鶴岡病院の副院長を除く。) 中央病院の総看護師長	3 種
	鶴岡病院の副院長 事務局次長 薬局長(鶴岡病院の薬局長を除く。) 総看護師長(支給割合3種のものを除く。)	4 種

成人病センター	副 所 長	3 種
---------	-------	-----

救命救急センター	副 所 長	3 種
----------	-------	-----

計量検定所	所 長	4 種
-------	-----	-----

内陸食肉衛生検査所	所 長	1 種
	主 幹	4 種

庄内食肉衛生検査所	所 長	3 種
-----------	-----	-----

を

に、

を

に、

を

に、

	主 幹	4 種	
工業技術センター	所 長	1 種	を
	副 所 長 場 長 主 幹	4 種	
工業技術センター	所 長	1 種	に、
	副 所 長 場 長 室 長 主 幹	4 種	
産業技術短期大学 学校庄内校	副 校 長	3 種	を
	主 幹	6 種	
産業技術短期大学 学校庄内校	副 校 長 教務学生主幹	4 種	に、
	主幹(支給割合4割のものを除く。)	6 種	
高等技術専門学校	校 長	4 種	を
最北高等技術専門校	校 長	4 種	に、
森林研究研修センター	所 長	1 種	
	副 所 長 主 幹	4 種	
全国植樹祭推進事務局	局 長	1 種	を
	局 次 長	3 種	
	課 長	4 種	
森林研究研修センター	所 長	3 種	に、
	副 所 長 主 幹	4 種	

山形空港事務所	所長	1種
	副所長	3種
	主幹	4種
全国都市緑化フェア推進事務局	局長	1種
	局次長	3種
	課長	

を

山形空港事務所	所長	1種
	副所長	3種
	主幹	4種

に、

	主幹	
	庁付主幹	4種

を

	管理主幹 指導主幹 保健主幹 競技強化主幹	
	主幹(支給割合3種のものを除く。) 庁付主幹	4種 (主幹のうち 人事委員会と 協議して定め るものにあつ ては3種)

に改める。

別表第15のイの表中 「山形市立双葉小学校
朝日町立送橋小学校」 を

「山形市立双葉小学校」 に、

「山形市立高瀬小学校合ノ原分校
上市市立山元小学校」 を

「

上山市立山元小学校	
-----------	--

」に改める。

別表第20のイの表中

「

医療職給料表(2)	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
-----------	---------------	---------

」を

「

医療職給料表(2)	職務の級7級及び6級の職員	100分の15(職務の級7級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては100分の20)
-----------	---------------	--

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5 - 2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

第2条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第43号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条の6を削り、第2条の7を第2条の6とし、第2条の8を第2条の7とし、第2条の9を第2条の8とする。

第12条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第45号までを1号ずつ繰り上げる。

別記様式第1号の注書第1項中「緊急の呼出しにより救急業務等に従事する職員の特殊勤務手当及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5 - 4(給与の支払監理)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

第2条第5号中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5 - 7(育児休業に係る給与に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

第1号中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4 - 1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

別表第1を次のように改める。

別表第1

職務分類表1

適用範囲	任命権者	職級 機関	1	2	3	4	5	6	7
行政職給料表適用職	知事	本庁	部長 局長 危機管理監	次長 参事 危機管理室長 危機管理員 総合政策室長 建設業調整室長 工事検査室長	課長 室長 〔危機管理室長、総合政策室長、建設業調整室長及び工事検査室長を除く。〕 主幹	副主幹 課長補佐 技術補佐 室長補佐 主幹補佐 専門員 危機管理調整員 主任専門技術員 主任林業専門技術員	業務名を冠する主査 主任専門検査員 専門技術員 〔業務名を冠する主査を兼務しているものに限る。〕 林業専門技術員 〔業務名を冠する主査を兼務しているものに限る。〕	係長 主査 専門検査員 専門技術員 〔業務名を冠する主査を兼務しているものを除く。〕 林業専門技術員 〔業務名を冠する主査を兼務しているものを除く。〕	職級1から職級6以外の職
		出先機関	総合支庁長	事務局長 〔産業技術短期大学校庄内校の事務局長を除く。〕 総合支庁の部長及び農林技監 東京事務所職員研修所長 福祉相談センター所長 中央児童相談所長 県民会館長 工業技術センター所長 産業技術短期大学校副校長 農業研究研修センター副総長 農業大学校長 山形空港事	主幹 所長 〔東京事務所長、職員研修所長、福祉相談センター所長、中央児童相談所長、工業技術センター所長、山形空港事務所長、港湾事務所長及び庄内空港事務所長を除く。〕 校長 〔農業大学校長を除く。〕 園長 東京事務所次長 職員研修所次長 米沢女子短期大学事務局次長	副主幹 課長 〔総合支庁及び国民文化祭推進事務局の課長を除く。〕 総合支庁の西村山総務課長、西村山税務課長、北村山総務課長、北村山税務課長、西村山福祉課長、西村山農業普及課長、西村山農村整備課長、西村山森林整備課長、北村山農業普及課長、北村山農村整備課長、北村山森林整備課長、西村山	業務名を冠する主査 分所長〔小国分所長を除く。〕 主任専門相談員 主任専門検査員 主任専門指導員 主任専門講師 専門技術員 〔業務名を冠する主査を兼務しているものに限る。〕 林業専門技術員 〔業務名を冠する主査を兼務しているものに限る。〕 主任専門改良普及員 主任専門林業改良指導員 主任専門防除員	係長 主査 主任判定員 主任相談員 専門相談員 主任指導員 主任講師 主任ホール技師 主任医療相談員 専門検査員 主任教官 林業専門技術員 〔業務名を冠する主査を兼務しているものを除く。〕 専門改良普及員 専門林業改良指導員 専門防除員 水産業専門改良普及員 主任無線技師	

					務所長 港湾事務所 長 庄内空港事 務所長	環境科学研 究センター 副所長 国民文化祭 推進事務局 の次長及び 課長 福祉相談セ ンター副所 長 保健医療大 学事務局次 長 保健医療短 期大学事務 局次長 総合療育訓 練センター の部長 鶴岡乳児院 長 金谷寮長 県民会館副 館長 衛生研究所 副所長 工業技術セ ンター副所 長 産業技術短 期大学校事 務局次長 産業技術短 期大学校庄 内校の副校 長及び事務 局長 農業試験場 副場長 園芸試験場 副場長 農業研究研 修センター の部長及び 室長 農業大学校 副校長 森林研究研 修センター	総務建築課 長、西村山 用地課長、 西村山道路 計画課長、 西村山河川 砂防課長、 北村山総務 建築課長、 北村山用地 課長、北村 山道路計画 課長、北村 山河川砂防 課長、高坂 ダム管理課 長、西置賜 総務課長、 西置賜税務 課長、西置 賜福祉課長、 西置賜農業 普及課長、 西置賜農村 整備課長、 西置賜森林 整備課長、 西置賜総務 建築課長、 西置賜用地 課長、西置 賜道路計画 課長、西置 賜河川砂防 課長、酒田 農業普及課 長及び荒沢 ダム管理課 長 次長 〔総合支庁、 国民文化祭 推進事務局、 東京事務所 及び職員研 修所の次長 を除く。〕 副校長 〔産業技術	助教授 東京事務所 の 室長	主任漁業無 線通信士
--	--	--	--	--	-----------------------------------	---	---	-------------------------	---------------

副所長	短期大学校、
山形空港事	産業技術短
務所副所長	期大学校庄
総合支庁の	内校及び農
次長	業大学校の
総合支庁の	副校長を除
課長	く。]
[西村山総	副園長
務課長、西	専門員
村山税務課	主任専門技
長、北村山	術員
総務課長、	主任林業専
北村山税務	門技術員
課長、西村	教授
山福祉課長、	専攻科長
西村山農業	課長補佐
普及課長、	技術補佐
西村山農村	室長補佐
整備課長、	主幹補佐
西村山森林	鶴岡乳児院
整備課長、	副院長
北村山農業	高度技術研
普及課長、	究開発セン
北村山農村	ター副所長
整備課長、	大阪事務所
北村山森林	副所長
整備課長、	病害虫防除
西村山総務	所庄内支所
建築課長、	長
西村山用地	小国分所長
課長、西村	温海支所長
山道路計画	
課長、西村	
山河川砂防	
課長、北村	
山総務建築	
課長、北村	
山用地課	
長、北村山	
道路計画課	
長、北村山	
河川砂防課	
長、高坂ダ	
ム管理課	
長、西置賜	
総務課長、	
西置賜税務	
課長、西置	
賜福祉課長、	

				西置賜農業普及課長、西置賜農村整備課長、西置賜森林整備課長、西置賜総務建築課長、西置賜用地課長、西置賜道路計画課長、西置賜河川砂防課長、酒田農業普及課長及び荒沢ダム管理課長を除く。)総合支庁の室長			
	地方労働委員会事務局		事務局長	課長	副主幹 課長補佐 専門員	業務名を冠する主査	係長 主査
	収用委員会事務局			事務局長	事務局長補佐	主査	係長
議会	議会事務局	事務局長	次長	課長 室長	副主幹 課長補佐 室長補佐 専門員	業務名を冠する主査	係長 主査
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局			書記長	書記長補佐 管理専門員		係長
代表監査委員	監査委員事務局	事務局長		課長	副主幹 課長補佐 監査専門員	監査主査	係長 主査
人事委員会	人事委員会事務局	事務局長	次長	課長 主幹	副主幹 課長補佐 専門員	業務名を冠する主査	係長 主査
海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会事務局			事務局長	次長		主査
内水面漁	内水面漁場管			事務局長		次長	主査

場管理委員会 教育委員会	理委員会事務局							
	教育庁	本庁	理事	教育次長	課長 室長 主幹	副主幹 課長補佐 技術補佐 室長補佐 主幹補佐 専門員	業務名を冠する主査	係長 主査
		教育事務所		所長	副所長 課長 主幹	課長補佐 専門員	業務名を冠する主査	係長 主査
	教育機関		図書館長 教育センター所長 博物館長	所長〔教育センター所長を除く。〕 主幹 図書館副館長 教育センター副所長 体育館長 博物館副館長	次長 課長 博物館分館長 専門員	業務名を冠する主査	係長 主査 専門学芸員	
	県立学校			事務部長	事務長 事務部次長(補佐)	事務長(主査) 事務部次長 総務主査	事務次長 主査	
	市町村立学校				事務総括	事務主査	主査	
	警察本部長	本部		参事	課長 管理官 主幹 訟務官 交通管制センター所長	副主幹 次長 調査官 照会センター所長 自動車運転免許試験場長 指導官 課長補佐 隊長補佐 所長補佐 専門員 統括少年補導専門員		係長 上席少年補導専門員
警察学校					事務長 調査官		係長	

		警察署				校長補佐 副主幹 調査官 課長 専門員 統括少年補導専門官		係長 上席少年補導専門官	
企業局職員の職	企業管理者	本局	局長 技監	次長 参事	課長 主幹	副主幹 課長補佐 技術補佐 主幹補佐 専門員	業務名を冠する主査	係長 主査 専門検査員	職級1から職級6以外の職
		事業所			所長 庄内地区水道事務所副所長 部長 主幹 支所長	副所長〔庄内地区水道事務所副所長を除く。〕 課長 専門員 副支所長	業務名を冠する主査	係長 主査	
病院事業局職員の職	病院事業管理者	本局	局長	次長	課長 主幹	副主幹 課長補佐 専門員	業務名を冠する主査	係長 主査	職級1から職級6以外の職
		病院		事務局長	事務局次長	課長 専門員 がん・生活習慣病センターの副部長〔がん対策部の副部長に限る。〕	業務名を冠する主査	係長 主査 主任判定員 主任医療相談員	
海事給料表適用職	知事	水産試験場 庄内総合支庁				庄内総合支庁の船長	水産試験場の船長 主任専門航海士 主任専門機関士 機関長	主任機関士 主任航海士	職級1から職級6以外の職
	教育委員会	加茂水産高等学校				船長 機関長		通信局長 航海士〔一等航海士に限る。〕 機関士〔一等機関士に限る。〕	
	警察本部長	酒田警察署						船長	

教育職給料表(1)適用職	教育委員会	教育庁				主任管理主事	管理主事		職級1から職級6以外の職
	教育委員会	教育庁				主任管理主事	管理主事		職級1から職級6以外の職
	知事	本庁							専門研究員
出先機関			環境科学研究センター 所長 農業試験場長 園芸試験場長 農業研究研修センター 副総長	場長〔農業試験場長及び園芸試験場長を除く。〕 支場長 主幹 衛生研究所副所長 産業創造支援センター副所長 工業技術センターの副所長及び室長 農業試験場の副場長 園芸試験場の副場長 農業研究研修センターの部長 森林研究研修センター所長 総合支庁の産地研究課長	部長〔農業研究研修センターの部長を除く。〕 専門員 副場長〔農業試験場及び園芸試験場の副場長を除く。〕 副支場長 室長〔工業技術センターの室長を除く。〕 副部長 科長 産業創造支援センターの課長	業務名を冠する主査 主任専門研究員	係長 専門研究員		
研究職給料表適用職	警察	本部			科学捜査研	専門研究官		研究官	

	本部長			研究所長	主任研究官				
医療職給料表(2)適用職	知事	出先機関		内陸食肉衛生検査所長	庄内食肉衛生検査所長 家畜保健衛生所長 主幹 総合支庁の課長 〔検査課長を除く。〕	課長 〔総合支庁の課長を除く。〕 専門員 食肉衛生検査所の次長 及び支所長 家畜保健衛生所の次長 療育長 村山保健所の医薬事室長 最上保健所の検査室長 技術補佐 総合支庁の室長 総合支庁の検査課長	業務名を冠する主査	係長 主任保育士 主任栄養士 主任作業療法士 主任理学療法士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任獣医師 主任薬剤師 主任あん摩マッサージ指圧師 主任歯科衛生士 主任歯科技工士 主任言語聴覚士	職級1から職級6以外の職
	教育委員会	教育庁							
		県立学校 市町村立学校					栄養主査 学校栄養主査	主任栄養士 主任学校栄養士	
病院事業局職員の職	病院事業管理者	病院		薬局長 〔鶴岡病院及びがん・生活習慣病センターの薬局長を除く。〕 主幹	課長 専門員 鶴岡病院及びがん・生活習慣病センターの薬局長 副薬局長 技師長	業務名を冠する主査 副技師長	係長 主任栄養士 主任作業療法士 主任理学療法士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任薬剤師 主任あん摩マッサージ指圧師 主任歯科衛生士 主任歯科技工士 主任視能訓	職級1から職級6以外の職	

医療職給料表(3)適用職	知事	本庁					練士	主任保健師 主任看護師	職級1 から職 級6以 外の職
		出先機 関			主幹	総看護師長 専門員 技術補佐	業務名を冠 する主査 看護師長 総保育長	係長 主任看護師 主任保健師	
	警察 本部長	本部							職級1 から職 級6以 外の職
病院事業局職員 の職	病院 事業 管理 者	病院			看護部長	副看護部長 専門員	業務名を冠 する主査 看護師長	主任看護師	職級1 から職 級6以 外の職

備考 「適用範囲」欄中、行政職給料表、海事職給料表、教育職給料表(1)、教育職給料表(2)、研究職給料表、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)とは、山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)第4条に規定する給料表を、企業局職員とは、山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年12月県条例第62号)第3条に規定する給料表の適用を受ける職員を、病院事業局職員とは、山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成14年12月県条例第65号)第3条に規定する給料表の適用を受ける職員をいう。

別表3を次のように改める。

別表第3

職務分類表3

適用範囲	任命権者	職級 機関	1	2	3	4
医師及び歯科医師の職	知事	出先機関	保健所長 衛生研究所長 総合療育訓練センター所長 精神保健福祉センター所長 総合支庁の医療監	福祉相談センター副所長 総合療育訓練センターの部長 総合療育訓練センターの支所長	総合療育訓練センターの医長及び科長 保健所の専門員及び技術主査 衛生研究所の専門員 総合支庁の専門員及び技術主査	職級1から職級3以外の職
	病院事業管理者	病院	病院の院長	病院の副院長及び部長 がん・生活習慣病センターの副所長及び部長 救命救急センターの副所長及び部長	病院の副部長、医長、科長、室長及び副室長 がん・生活習慣病センターの副部長及び科長 救命救急センターの副部長、医長及び室長	職級1から職級3以外の職

附 則

この規則は公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14 - 3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古澤 茂 堂

別表知事部局本庁の項職の欄中「局長」を「局長、危機管理監」に、「財政専門員（財政課に置くものに限る。）」を「調整専門員（新行財政システム推進課に置くもので行財政改革に関する事務を担当するものに限る。）」に、「調整主査（新行財政システム推進課に置く）」を「調整主査（新行財政システム推進課に置くもので行財政改革に関する事務を担当する）」に改め、同表中

「	県民会館	館長、副館長	を
	米沢女子短期大学	学長、事務局長、事務局次長	
	消費生活センター	所長	
	消防学校	校長	

「	消費生活センター	所長	に、
	消防学校	校長	

県民会館	館長、副館長
米沢女子短期大学	学長、事務局長、事務局次長

「環境保全センター」を「環境科学研究センター」に、

朝日学園	園長
点字図書館	館長

を

朝日学園	園長
------	----

に、

食肉衛生検査所	所長
病院	院長、副院長、事務局長、事務局次長、総務課長、総務経営課長、薬局長、総看護師長、副総看護師長
成人病センター	所長、副所長
救命救急センター	所長、副所長
計量検定所	所長

を

食肉衛生検査所	所長
---------	----

に、

森林研究研修センター	所長、副所長
全国植樹祭推進事務局	事務局長、課長

を

森林研究研修センター	所長、副所長
------------	--------

に、

山形空港事務所	所長、副所長
全国都市緑化フェア推進委事務局	事務局長、次長、課長、課長補佐(事業管理課に置く総務を担当するものに限る。)

を

山形空港事務所	所長、副所長
---------	--------

に改め、同表知事部局出先

機関総合支庁の項職の欄中「主幹」を「主幹、副主幹」に改め、同表人事委員会事務局の項職の欄中「審査専門員、総務主査」を「総務専門員、審査任用専門員」に改め、「任用係長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則6 - 1(職員の勤務時間に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

第7条第1項第2号二中「病院である医療施設」を「総合療育訓練センター」に改め、同号ト中「水産事務所の漁業無線室」を「総合支庁の水産課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則2 - 2(事務局の組織)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

第2条中「、任用係」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成15年4月1日印刷
平成15年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056